

住宅用家屋証明書申請時の必要書類一覧

【共通に必要な書類】

- 住宅用家屋証明申請書・証明書
- 住民票の写し
- 登記事項証明書(「登記完了証」と「登記申請受領証」(登記申請書の写し)も可)

【併用住宅の場合】

- 建築確認通知書などの平面図

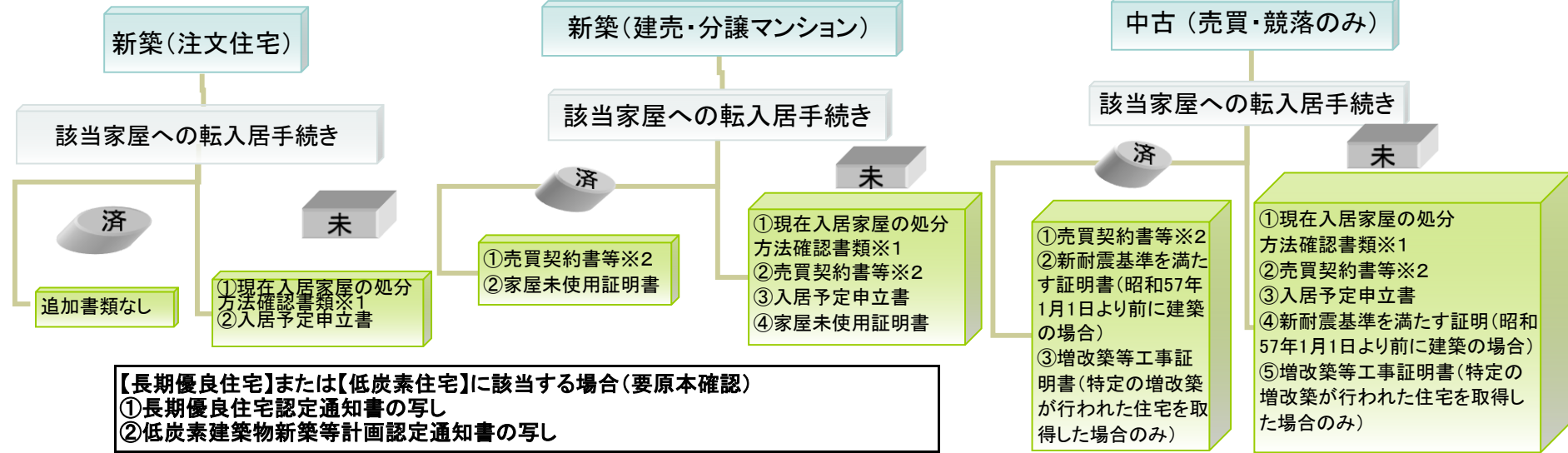
【抵当権設定登記の場合】

- 金銭消費貸借契約書または抵当権設定契約書(写)

※資金の貸付を受けるときに限る。また保存、移転登記と同時の場合は添付省略可

【所有権保存登記】

【所有権移転登記】



※1…現在入居家屋の処分方法確認書類(下表参照)

処分方法	提出書類(申立書以外コピー可)
持ち家を売却する場合	売買契約書、媒介契約書、売渡証明書等
持ち家を貸す場合	賃貸借契約書、媒介契約書等
賃貸住宅、社宅に入居中	賃貸借契約書、使用許可書、家主の証明書等
親族の持ち家に同居中	同居親族による申立書等

※2…取得の原因を確認する書類

新築住宅	売渡証書、所有権譲渡、承諾書でも可
中古住宅	売渡証書、代金納付期限通知書(競売)でも可

1通1,300円 5通以上の場合には要連絡
多摩市役所2階24番窓口でのみ受付(平日8時30分から17時まで)

<住宅用家屋証明書の交付が受けられるもの>

- ◎個人が自己の居住の用に供する家屋であること。
- ◎新築後又は取得後1年以内
- ◎住宅用家屋の床面積の範囲…50㎡以上(マンションの場合登記床面積) 店舗併用住宅は床面積の90%を超える居住部分がある場合のみ
- ◎中古住宅の要件(以下のいずれかに該当するもの)
 - ・石造・れんが造・コンクリートブロック造・鉄筋造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造
 - 昭和57年1月1日より後に建築のもの
 - ・木造、軽量鉄骨造等 昭和57年1月1日より後に建築のもの
 - ・上記建築日より前の住宅は、新耐震基準を満たすことを証明書である耐震基準適合証明書、又は住宅性能評価書が必要となります。(当該家屋の取得の日前2年以内に前所有者名で調査又は評価が終了したもの)